

第13回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

平成25年6月7日(金) 13:00

301 委員会室

- 1 パブリックコメントによる意見の検討
- 2 その他

【資料】

- 資料1 中間案
- 資料2 概略(案)
- 資料3 正副座長たたき台案
- 資料4 パブリックコメント意見集約表(案)
- 資料5 受診義務者の範囲について
- 資料6 中間案と字句修正の比較表

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例（中間案）

飲酒運転による事故から県民一人ひとりの命を守りたい。これは、誰もが願う切実な思いである。しかし、法律による厳罰化が進み、飲酒運転に対する社会的非難が高まっているにもかかわらず、県内においても、いまだ飲酒運転による事故はなくなり、大切な命が、飲酒運転による事故という本来防ぐことができる事故により奪われている。

私たちは、飲酒運転の根絶のためには、法律による厳罰化という外形的な対応だけでなく、規範意識の定着や再発防止という内面的な観点からの取組が必要であると考えている。そして、規範意識の定着のためには教育機関等による教育及び知識の普及を、また再発防止のためには特にアルコール依存症に意識を向けることを、実効性ある施策の具体的な取組として掲げる。

また、飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先し取り組むことはもちろんのこと、県民一人ひとりが、飲酒運転は大切な命を奪う重大事故の原因となることを深く認識するとともに、飲酒運転をしない、させない、許さないという強い自覚を持って取り組むことが重要である。

ここに、私たちは、規範意識の定着、再発防止という観点からの取組を中心に、県、県民等が一致協力し、飲酒運転を根絶するための取組を行うことによって、一日でも早く飲酒運転が^{ゼロ}となることに願いを込め、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、飲酒運転の根絶に関し、県の責務並びに県民及び事業者の努力を明らかにするとともに、基本計画の策定、教育及び知識の普及、アルコール依存症に関する受診義務その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 飲酒運転 酒気を帯びて自動車等を運転する行為
- 二 自動車等 道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規定する自転車
- 三 飲食店営業者 酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供

することを業とする者

四 酒類販売業者 酒税法第九条第一項の規定により酒類の販売業免許を受けた者

五 飲酒運転違反者 県内において道路交通法第百十七条の二第一号又は同法第百十七条の二の二第一号の違反行為をした者

(県の責務)

第三条 県は、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に関して、必要な支援を行うものとする。

(県民の努力)

第四条 県民は、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、県その他の者が実施する飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第五条 事業者及び事業者団体は、その事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に関する取組を行うよう努めるものとする。

2 飲食店営業者は、前項の取組を行うに当たっては、酒類の提供を受ける者が提供された場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

3 酒類販売業者は、第一項の取組を行うに当たっては、酒類の購入をする者が購入した場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

(基本計画)

第六条 知事は、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 次条に規定する教育及び知識の普及に関する事項

二 第八条に規定する再発防止のための措置に関する事項

三 第九条に規定する受診義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを議会に報告

するとともに、公表しなければならない。

- 4 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(教育及び知識の普及)

第七条 県は、飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うよう努めるものとする。

(再発防止のための措置)

第八条 県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための教育その他必要な措置を講ずるものとする。

(受診義務)

第九条 飲酒運転違反者は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受け、知事に対し当該診断を受けた旨を報告しなければならない。ただし、既にアルコール依存症と診断されている者その他の三重県規則で定める者については、この限りでない。

- 2 知事は、三重県規則で定めるところにより、飲酒運転違反者に対し、前項に規定する受診及び報告を行うべき旨並びに同項に規定する受診の期限を当該飲酒運転違反者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項に規定する通知を受けた飲酒運転違反者が、同項に規定する期限までに第一項に規定する受診及び報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう勧告をすることができる。
- 4 飲酒運転違反者の家族等は、飲酒運転違反者が第一項に規定する受診及び報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう促す等適切な対応に努めるものとする。
- 5 知事は、医療機関の指定、診断基準等第一項に規定する診断に関して必要な事項を定めるものとする。
- 6 公安委員会は、知事に対し、第二項に規定する事務を遂行するために必要となる飲酒運転違反者の情報の提供等必要な協力を行うものとする。
- 7 第一項に規定する診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断された者に対して、アルコール依存症の治療に関し、積極的に助言、指導を行うことができるものとする。

(相談)

第十条 県は、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等からの相談に応じるなど必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第十一条 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に資するため、飲酒運転の状況に関する情報の収集、整理及び分析を行い、適宜、その結果の提供を行うものとする。

(飲酒運転^{ゼロ}をめざす日)

第十二条 県民の間に広く飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるようにするため、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす日を設ける。

2 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす日は、十二月一日とする。

3 県は、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(表彰)

第十三条 県は、飲酒運転の根絶に関する取組に関して、顕著な功績があると認められる県民等に対し、表彰を行うことができる。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県規則、三重県教育委員会規則又は三重県公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第九条の規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例概略（案）

【制定の背景】

- ・飲酒運転に対する法律による厳罰化が進むにもかかわらず、飲酒運転がなくなる。
- ・法律による厳罰化とは違う観点からの対応が必要との認識。

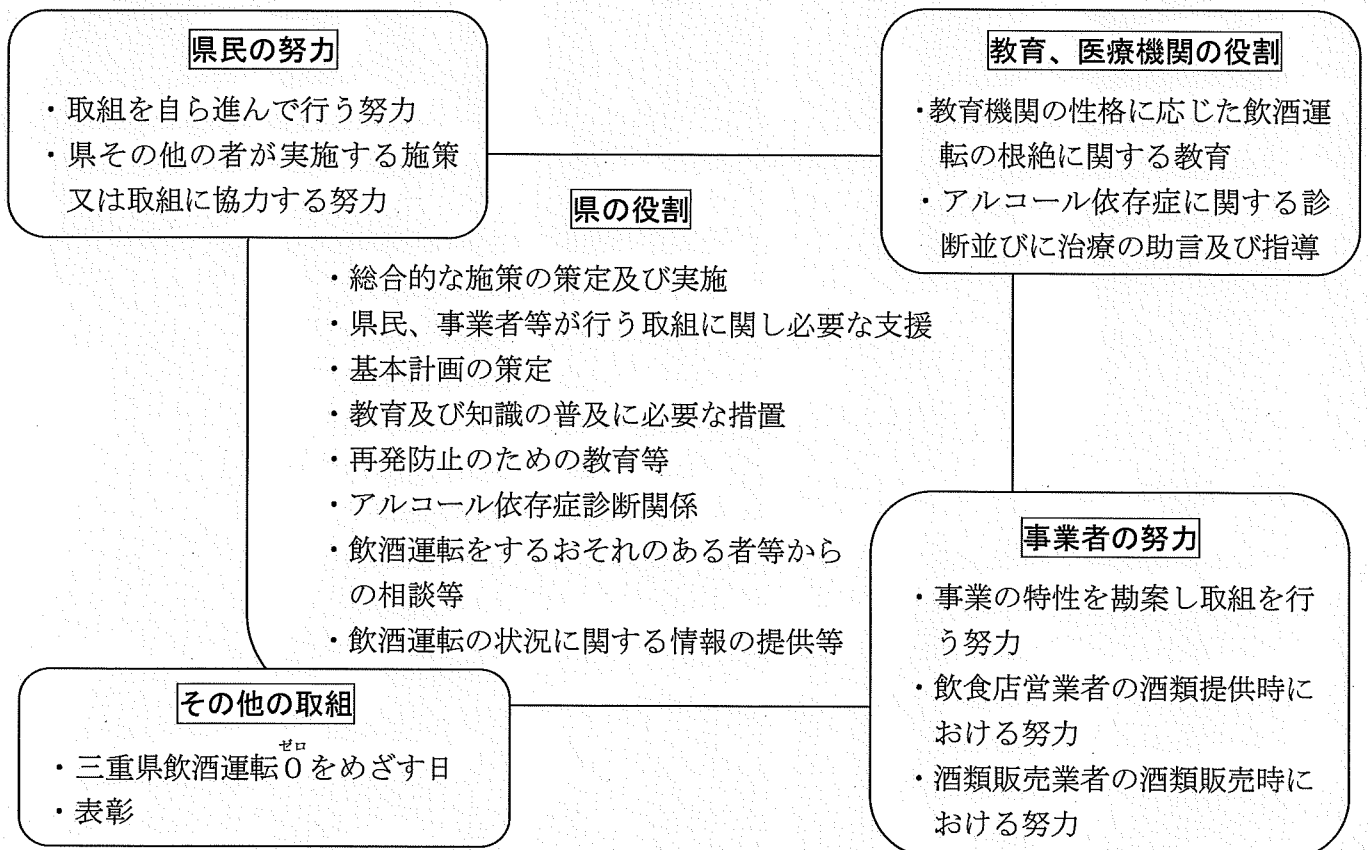
【柱とする方針】

◎規範意識の定着

- ・県による飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置
- ・教育機関によるその性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育

◎再発防止

- ・県による飲酒運転をした者に対する飲酒運転の再発防止のための教育等
- ・飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診義務



正副座長たたき台案

※網掛及び取消線部は、検討済事項

※第 10 回検討結果まで

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例

【第 10 回検討結果】

1 前文

【第 5 回検討結果】全体の内容確定後に検討を行う。

「飲酒運転による事故から県民一人ひとりの命を守りたい！」これは、県民誰もが願う切実な思いである。しかし、法律による厳罰化が進み、飲酒運転に対する社会的非難が高まっているにもかかわらず、県内においても、いまだこの飲酒運転による事故はなくなり、この大切な県民の命が、飲酒運転による事故という本来防ぐことができる事故により奪われている。

私たちは、飲酒運転の根絶のためには、法律による厳罰化という外形的な対応だけではなく、規範意識の定着や再発防止という内面的な観点からの取組が必要であると考え。そして、その具体的な取組として規範意識の定着のためには教育機関等による教育及び知識の普及を、また再発防止のためには特にアルコール依存症に目を向けることを、その実効性ある施策として掲げる。

また、この飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先し取り組むことはもちろんのこと、県民一人ひとりが、飲酒運転は大切な命を奪う重大事故の原因となることを深く認識するとともに、飲酒運転をしない、させない、許さないという強い自覚を持って取り組むことが重要である。

ここに、私たちは、規範意識の定着、再発防止という観点からの取組を中心に、県、県民等が一致協力し、飲酒運転を根絶するための取組を行うことによって、一日でも早く飲酒運転がゼロとなることに願いを込め、この条例を制定する。

【第 10 回検討結果】

※盛り込む内容をどうするか。

- ・「法律による厳罰化が進むが、飲酒運転による事故がなくなるしない」
- ・「飲酒運転の根絶を図る」
- ・「規範意識の定着」
- ・「飲酒運転は犯罪である」(*要検討)

【第 9 回検討結果】

など

2 目的

【第5回検討結果】全体の内容確定後に検討を行う。

飲酒運転に対する法律による厳罰化が進むにもかかわらず、いまだ県内における飲酒運転による事故がなくなるに鑑み、県の責務を明らかにするとともに、基本方針基本計画の策定、教育及び知識の普及、受診義務その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶を図り、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

飲酒運転の根絶に関し、県の責務を明らかにするとともに、県民及び事業者の努力、基本計画の策定、教育及び知識の普及、受診義務その他必要な事項を定めることにより、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とする。

【第10回検討結果】

3 定義

「飲酒運転」：酒気を帯びて自動車等を運転する行為

「自動車等」：道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規定する自転車

「飲食店営業者」：酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者

「酒類販売業者」：酒税法第九条第一項の規定により酒類の販売業免許を受けた者

「飲酒運転違反者」：道路交通法第百十七条の二第一号又は同法第百十七条の二の二第一号の違反行為をした者

(※酒酔い運転又は酒気帯び運転の違反行為をした者)

「規則」：三重県規則、三重県教育委員会規則又は公安委員会規則

【第10回検討結果】

3.4 責務及び努力

(1) 県の責務

ア 県は、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【第5回検討結果】案通り。

イ 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に関して、必要な支援を行うものとする。

【第5回検討結果】案通り。

※市町との連携を規定するか。

【第5回検討結果】

規定しない。ただし、個別的議論の中で必要が生じた場合は再度、議論を行う。

(2) 県民の努力 【第7回検討結果】「責務」ではなく「努力」とする。

県民は、県が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

県民は、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、県その他の者が実施する飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

【第7,9回検討結果】

(第7回検討による追加論点)

※「県が実施する」と県だけに限定するか。

【第8回検討結果】限定しない。

※どの程度まで盛り込むか。

①施策への協力

②施策への協力 + 自主的な取組

③施策への協力 + 自主的な取組 + 通報

【第5回検討結果】議論継続 (※県外調査事項)

【第6回検討結果】②とする。

(3) 事業者の努力 【第7回検討結果】「責務」ではなく「努力」とする

事業者は、その事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に資するための取組を行うよう努めるものとする。

ア 事業者及び事業者団体は、その事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に関する取組を行うよう努めるものとする。

【第10回検討結果】「事業者団体」を追加。

イ 飲食店営業者は、アの取組を行うに当たっては、酒類の提供を受ける者が提供された場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

ウ 酒類販売業者は、アの取組を行うに当たっては、酒類の購入をする者が購入した場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

【第8回検討結果】

※どの程度まで盛り込むか。

・特定事業者について規定するか。規定する場合、特定事業者ごとに、どのような内容とするか（例：文書掲示）。

【第7回検討結果】

「飲食店営業者」及び「酒類販売業者」については、規定する。

・従業員教育を規定するか。

【第7回検討結果】規定しない。

※公務者の率先垂範を規定するか。

【第7回検討結果】規定しない。

4.5 基本方針基本計画 【第7回検討結果】「基本方針」ではなく「基本計画」とする。

(1) 知事は、3(1)の飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を推進するための基本方針基本計画を定めなければならない。

(2) 基本方針基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 教育及び知識の普及（※5）に関する事項

イ 再発防止のための措置（※6）及び受診義務（※7）に関する事項

ウ その他飲酒運転の根絶に関して必要な事項

(3) 知事は、基本方針基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(4) 知事は、毎年1回、基本方針基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

※基本方針の策定及び変更につき、議決対象とするか。

【第7回検討結果】議決対象としない。

※数値目標を設定するか。設定する場合、何に対する数値目標とするか。

【第7回検討結果】数値目標は設定しない。

5.6 教育及び知識の普及

- (1) 県は、飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

【第7回検討結果】

教育及び知識の普及が規範意識の定着のためでもある旨を前文で表現する。

- (2) 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うよう努めるものとする。

【第7回検討結果】

「行うものとする」に変更。

【第8回検討結果】

「行うものとする」について、関係者の意見を聴いたうえで必要とあれば、「努めるものとする」に戻す。

(第7回検討による追加論点)

※「大学」も例示するか。

【第8回検討結果】 例示しない。

※重点取締区域を設けるか。

【第7回検討結果】

県警の意見も聴取し参考とする。

6.7 再発防止のための措置

- 県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための教育その他必要な措置を講ずるものとする。

7.8 受診義務

(1) 飲酒運転違反者は、県が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受けなければならない。

※規則で定める者については、除く。

(2) 県は、医療機関の指定、診断基準等(1)の診断に関して必要な事項を定めなければならない。

(3) 県は、飲酒運転違反者が(1)の診断を受けない場合には、その家族に対し、飲酒運転違反者に(1)の診断を受けるよう要請する等必要な協力を求めることができるものとする。

(4) (1)の診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断された者に対して、アルコール依存症の治療に関しての助言を行うことができるものとする。

【第8回検討結果】

受診義務の例外規定を設ける。

8.9 相談

県は、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等からの相談に応じるなど必要な措置を講ずるものとする。

(第7回検討による追加論点)

※「飲酒運転をした者」も書き込むか。

【第8回検討結果】「おそれのある者」で読み込めるため書き込まない。

*教育等を通じての飲酒運転を「根絶」という方向性から、「被害者からの相談」から変更。

(参考) 被害者の支援としては、犯罪被害者支援センターなどがある。

9 情報提供

県は、〇〇のため、△△に関する情報を提供するものとする。

9.10 情報の提供等

県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に資するため、飲酒運転の状況に関する情報の収集、整理及び分析を行い、適宜、その結果の提供を行うものとする。

【第10回検討結果】

【第8回検討結果】

- ・正副座長案を作成のうえ、検討する。
- ・県警の意見も聴取し参考とする。

※情報提供の目的をどう捉えるか。

※誰に対し、どのような内容の情報を提供するか。

例（誰に対し）：県民 市町 事業者

例（内容）：検挙者数 事故件数 など

*参考 4(4)（施策の実施状況についての公表）

4011 飲酒運転根絶の日

(1) 県民の間に広く飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるため、飲酒運転根絶の日を設ける。

(2) 飲酒運転根絶の日は、〇月〇日とする。

【第9回検討結果】

パブリックコメント前までには決定する。

(3) 県は、飲酒運転根絶の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

【第8回検討結果】

40112 表彰

県は、飲酒運転の根絶に関する取組に関して、顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

【第8回検討結果】案通り。

411213 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県規則、三重県教育委員会規則又は公安委員会規則で定める。

【第8回検討結果】案通り。

パブリックコメント意見集約表 (案)

No	該当箇所	意見 (※要約)	当検討会の考え方 (案)
1	第八条 (再発防止のための措置) 第九条 (受診義務)	再発防止のための措置について、「教育」により飲酒運転が無くなるかは疑問である。 アルコール依存症に関する受診義務については良いことかと思われるが、その後のフォローが無いように思われる。例えば、アルコール依存症と診断された者に対しては、強制入院等をさせ、従わない場合には罰則を適用するなど。少し厳しいかと思われるが、中間案の考え方は甘く、実効性がないと感じた。	再発防止のための措置の一つとして、「教育」は重要なものと考えています。 飲酒運転違反者の中には、アルコール依存症の方が少なからず存在するというところから、まずはそのような方たちに依存症であるということを認識してもらおうことを重視しています。アルコール依存症と診断された後のフォローについては、医師と患者による治療等の中で行われるという考え方としています。
2	全般	当条例の具体的な取組として、12月1日の運動の日の制定と行事の実施だけと感じられる。教育を掲げるなら具体的にどのような教育するかなど運動の日に合わせて取組を規定していくべきと考ええる。	当条例の具体的な取組としては、運動の日の他にもアルコール依存症に関する受診義務などを定めているところですが、具体的にどのような教育を行っていくかは、基本計画において定められることを予定しています。
3	全般	取組について、県、事業者等が主になっているが、県民一人一人への周知徹底には限界があると思われ、徹底させるには地域をより積極的に参画させた方がよいのではないかと。	県民の努力として、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うよう努めるものと規定しており、地域住民を主体として構成される自治会等においても、積極的に取組が行われることを期待しています。
第四条 (県民の努力)	「県民の努力」を「県民等の努力」と「等」を加えた方が、公共団体や各種団体の協力が得られやすいのではないかと。なお、第十三条は、「県民等」となっている。	各団体の主な構成員は県民と考えられることから、各団体におかれなくても、取組への協力を努めてもらえるものと考えています。なお、第十三条は、表彰の規定であり、各団体に対しても表彰することが考えられるため、「県民等」と規定しました。	

	第十二条(飲酒運転0をめざす日)	「飲酒運転0をめざす日」では、この日だけ0を目指す日と誤解しやすいので、「飲酒運転0をめざす推進運動の日」としてはどうか。	当検討会においても議論したところですが、なお、誤解のあるようであれば、再度、検討したいと考えています。
4	全般	飲酒運転の原因、飲酒運転におけるアルコール依存症の割合等の現状分析が確実でない、実施の効果が期待できない。過去の分析と効果確認を継続的に高い効果ある対策に結びつけてもらいたい。また、実施事項と効果を経年的に公表すれば条例に対する意見を申しやすくなる。また、飲酒運転の原因をアルコール依存症という「人」に結び付けている感があり、「人」に着目した対策では効果が期待できない。	第十一条で「情報の収集、整理及び分析を行い、適宜、その結果の提供を行う」と規定しており、また、第六条で「毎年一回、基本計画に基づく実施状況を議会に報告するとともに、公表する」とこととされています。これらの規定に基づく実際の運用を注視していきたいと考えています。
5	第九条(受診義務)第一項	運転マナーという基本事項もキープポイントとなるのではないか。飲酒運転も含め基本事項の欠落が主原因であり、基本事項を起点に喚起することも必要ではないか。	法令遵守を含めた運転マナー等については、常日頃から交通安全対策等で実施されているところであり、今後も引き続き啓発等の取組が行われるものと考えています。
5	第九条(受診義務)第二項	「既アルコール依存症と診断されている者」についても、知事が定める様式等で診断書を知事に報告しなければならぬとすべき。というのも、飲酒運転違反者の今後の加療における重要な介入の機会にもなり、また、「既に診断されている」という口実により義務を逃れることを防ぐことができ	「既アルコール依存症と診断されている者」は受診義務の対象外となることを想定していますが、その際の確認方法については、別途、三重県規則で定めることとしています。
		る。	受診期限については、三重県規則で定めることとしています。なお、執行部に当意見を伝えたいと思います。

<p>第九条（受診義務）第五項</p>	<p>診断基準はWHOが作成したICD-10を用いるべきで、知事が定めるべきはその基準をはじめとする総合的な診断に関する書類様式などの整備であると考える。というのも、アルコール依存症の診断は文章で構成されているところもあり、とらえようによっては当てはまったり、当てはまらなくなる危険性が多く、ICD-10などの国際的診断基準だけでなく、血液生化学検査数値（AST/ALT, γGTP, MCV など）や問題飲酒をスクリーニングするような質問票（例えば、AUDIT など）、食事や睡眠などの生活習慣に関する項目など、様々な角度から把握して、総合的に診断する必要がある。</p>	<p>診断に関して必要な事項は知事が定めることとしています。なお、執行部に当意見を伝えたいと思います。</p>
<p>第九条（受診義務）第七項</p>	<p>アルコール依存症と診断されなかった場合に関する記載を追加するべきと考える。というのも、飲酒運転違反者の中にはアルコール依存症と診断されないが、問題ある飲酒や危険な飲酒の割合が高いと報告されており、アルコール依存症の予防的介入の一途となれば、将来の飲酒運転を予防することも寄与すると考えられる。</p>	<p>飲酒運転違反者の中には、アルコール依存症の方が少なからず存在するということから、まずはそのような方たちに依存症であるということを認識してもらおうことを重視しています。なお、アルコール依存症の診断により、問題ある飲酒等が判明した者についても、医師と患者による治療等の中で対応がなされることを期待しています。</p>

全般	<p>当条例の効果を検証するべく調査を行い、当該データに基づいて、さらなる戦略を練る必要があると考える。また、当該データを調査、研究を行う者が求めれば、提供できるようにすべきである。というのも、罰則がないことを理由にした受診拒否も想定され、受診率などを把握すれば、罰則を設けることなどの条例改正の根拠となり得る。また、受診義務だけでなく治療の支援が必要と判明すること等もあり得、様々な啓発に必要なデータになると考え得る。</p> <p>なお、日本初の飲酒運転検挙後の調査を行うことにより、国益にも寄与すると考えられる。アルコール健康障害対策基本法が成立すれば、飲酒運転対策のモデル県として注目を浴びる可能性もある。</p>	<p>情報の提供としては、第十一条で「情報の収集、整理及び分析を行い、適宜、その結果の提供を行う」と規定しており、また、第六条で「毎年一回、基本計画に基づき実施状況を議会に報告するとともに、公表する」こととしてしています。これらの規定に基づき実際の運用を注視していきたいと考えています。</p>
6 第七条(教育及び知識の普及)第二項	<p>小学校、中学校、高等学校に加えて、教育機関としての大学を明確に記載した方が良いのではないか。</p>	<p>大学の明記については、当検討会においても議論したところです。子どもの頃から規範意識を定着させていくことが重要という観点から、小中高を例示するという形としました。なお、大学も「その他の教育機関」に含まれます。</p>
第九条(受診義務)	<p>アルコール利用障害(依存まではないが、問題のある飲酒を行っている者)でも飲酒運転を行うものが多いことに鑑み、教育的な視点からもアルコール依存症等としてはどうか。</p>	<p>飲酒運転違反者の中には、アルコール依存症の方が少なからず存在するということから、まずはそのような方たちに依存症であるということを認識してもらおうことを重視しています。なお、アルコール依存症の診断により、問題ある飲酒等が判明した者についても、医師と患者による治療等の中で対応がなされることを期待しています。</p>

<p>第九条 (受診義務)</p>	<p>アルコール依存症の診断および治療が同時に行える専門施設は三重県内に数か所しかない状況である。アルコール依存症と診断された者には積極的に助言、指導を行うことが記載されており、そういった診断・治療を同時に行える専門施設に飲酒運転違反者が集まる可能性がある。1次診断としてはスクリーニングを行い、アルコール依存症の可能性があると診断された場合に、確定診断のために専門施設を紹介するという仕組みとしてはどうか。また、こういったことを行わない医療機関は指定されないはずであるから、「知事が指定する医療機関」という記載は必要でなく、あるいは、「指定医療機関の要件」の項を作り、そこに規定する方が良いのではないか。</p>	<p>診断に関して必要な事項は知事が定めることとしています。なお、執行部に当意見を伝えたいと思います。</p>
<p>第九条 (受診義務)</p>	<p>飲酒運転違反者が、診断時に虚偽の申告を行う可能性があり、そのことに関して何らかの記載を行う必要はないか。</p>	<p>厳罰化とは違う観点からの対応を行うという方向性から、ペナルティーを与えるような規定は設けない方針としています。飲酒運転違反者が虚偽の申告を行わないことを期待しています。</p>
<p>7 第九条 (受診義務)</p>	<p>受診義務について、飲酒行動は自発的に修正することが困難であり、また、飲酒運転の危険性に自らが気付くことが乏しいことから、他者から受診を義務付けることは、気付け機会を提供することになり、妥当であると考えます。もともと、アルコール依存症だけでなく、危険な飲酒の段階の者も多く飲酒運転をしているデータに即し、両者を判定する受診の義務付けとしてはどうか。</p>	<p>飲酒運転違反者の中には、アルコール依存症の方が少なからず存在するということから、まずはそのような方たちに依存症であるということを認識してもらおうことを重視しています。なお、アルコール依存症の診断により、問題ある飲酒等が判明した者についても、医師と患者による治療等の中で対応がなされることを期待しています。</p>

<p>第九条 (受診義務)</p>	<p>個人情報保護について、「受診した」ことの報告は必要であるが、「診断結果」を報告する理由はないと考える。「診断結果」は個人にとつては必要であるが、県にとつて必要性はない。診断結果はカルテの中に留めるべきである。診断結果が職場、地域に知れ渡ることがない事を保証することが、受診率の向上に繋がり、効果を生じると考える。個人情報を守るべきであり、県と言えども権力の一部であるという自覚を持ち、個人の権利を大切に扱っているという姿勢を堅持して欲しい。</p>	<p>当意見については、当検討会においても議論され、報告は「診断を受けた旨」のみとし、「診断結果」についての報告は求めないこととしていきます。</p>
<p>第九条 (受診義務)</p>	<p>指定医療機関について、約600人の飲酒運転違反者に対応できる質と量を保証した指定医療機関を構築すべきである。県下の精神科医も、飲酒運転防止のために、県民のために、この条例に協力すべきだと考えるが、現実問題として医療機関によっては初診の予約が何ヶ月も待たねばならないところもあり、限定した精神科医の人数になるであろうが、飲酒運転違反者が自らの地域で受診できるよう、原則的に北勢、中勢、南勢に指定医療機関があるべきである。また、このように構築することが受診率の向上となり、効果を高めると考える。</p>	<p>診断に関して必要な事項は知事が定めることとしていきます。なお、執行部に当意見を伝えたいと思います。</p>

<p>第九条 (受診義務)</p>	<p>評価・判定・診断の対象は、アルコール依存症かどうかだけでなく、「飲酒行動の評価・判定・診断」としてはどうか。というのも、①危険な飲酒の者に SBIRT (AUDIT 等) によりスクリーニングし、簡易介入し、アルコール依存症や危険な飲酒のある者のうち専門治療を要する者を専門治療機関に紹介する) を行うことは、危険な飲酒行動の早期から末期までの段階の者に回復をもたらすことになり、また、飲酒運転で検挙されたという災いを転じて、自己の回復・予防の機会となれば、当事者にとっても、県民一般にとっても、「福」となる。②SBIRT を実施とすることにより、現在の国際的な診断基準の操作的診断の曖昧さ、不確実性によるスタッフの抵抗感を減らし、協力するスタッフの数を増やすことが出来る。また、このことにより、誤診のリスクも減らせる。SBIRT の実施とすることで、スタッフは一般精神科医、プライマリケア医、保健所の保健師に拡大可能となり、指定医療機関・指定機関を増やせる。</p>	<p>飲酒運転違反者の中には、アルコール依存症の方が少なからず存在するというところから、まずはそのような方たちに依存症であるということを認識してもらい、問題を重視しています。なお、アルコール依存症の診断により、問題ある飲酒等が判明した者についても、医師と患者による治療等の中で対応がなされることを期待しています。また、執行部に当意見を伝えたいと思います。</p>
<p>第九条 (受診義務)</p>	<p>研修について、一般精神科医、プライマリケア医、保健所保健師などが評価・判定・診断を行うためには、研修が不可欠である。この研修修了者が役割を果たすことにする。スタッフの数を確保することがますます重要な必要条件であるが、十分条件として研修によって質を担保すべきである。また、久里浜研修の修了者、アルコール関連学会への参加していることも、望ましい条件と考える。</p>	<p>執行部に当意見を伝えたいと思います。</p>

<p>第八条（再発防止のための措置）</p>	<p>国は違反者が免許を再取得する段階で、教育プログラムを義務つけようとしているが、県としては違反後に早く受講させることが出来れば、飲酒運転の予防を早期に行うことが出来るのではないか。</p>	<p>執行部に当意見を伝えたいと思います。</p>
<p>全般</p>	<p>今回の条例ではどの程度受診するか、不明であるので、実施結果を踏まえて、条例の見直しを行うため、見直し条項を規定してはどうか。</p>	<p>見直し条項については、当検討会においても議論したところですが、条例の実施状況を不断に注視し、見直しが必要な際は見直すということは、議会の役目と認識しています。</p>
<p>全般</p>	<p>受診率の向上などの効果を上げるには、受診者は免許取消期間の短縮などのメリットを持つようにすることも考えられる。そのためには、道路交通法を変える必要があり、また、飲酒運転を減らすには、飲酒運転の基盤にある危険な飲酒やアルコール依存症の予防教育や医療を減らすためのアルコール健康障害対策基本法の制定が不可欠と考えられる。県・県議会として、国に上記の要望書を提示していく必要があると考える。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
<p>8 前文</p>	<p>「再発防止のためには特にアルコール依存症に意識を向けること」では、依存症予備軍が含まれないことになる。「再発予防のためには特にアルコール依存症およびその予備軍に意識を向けること」に訂正すべきかと思われる。</p>	<p>飲酒運転違反者の中には、アルコール依存症の方が少なからず存在するということから、まずはそのような方たちに依存症であるということを認識してもらおうことを重視しています。なお、アルコール依存症の診断により、問題ある飲酒等が判明した者についても、医師と患者による治療等の中で対応がなされることを期待しています。</p>

<p>第六条(基本計画)</p>	<p>飲酒運転防止センター(仮称)といった中心となる機関を設け、計画の成果・分析、飲酒運転に関する啓蒙・教育、アルコール依存症及び予備軍に対する診断・スクリーニング・治療などを総合的に取り扱うべきではないか。</p>	<p>執行部に当意見を伝えたいと思います。</p>
<p>第八条(再発防止のための措置)</p>	<p>再発防止のための教育はしかるべき担当機関をさだめたほうがよいのではないか。</p>	<p>再発防止のための教育は複数の部署において行われることも想定されるため、「県」という表記としました。</p>
<p>第九条(受診義務)</p>	<p>依存症だけでなく、プレアルコール(大量飲酒者)の対策も講じてほしい。</p>	<p>飲酒運転違反者の中には、アルコール依存症の方が少なからず存在するということから、まずはそのような方たちに依存症であるということを認識してもらおうことを重視しています。なお、アルコール依存症の診断により、問題ある飲酒等が判明した者についても、医師と患者による治療等の中で対応がなされることを期待しています。</p>
<p>第十条(相談)</p>	<p>相談業務を行なう担当機関を定め方がよいのではないか。</p>	<p>相談業務については複数の部署において行われることも想定されるため、「県」という表記としました。</p>

受診義務者の範囲について

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

~~五 飲酒運転違反者 県内において道路交通法第百七条の二第一号又は同法第百七条の二の二第一号の違反行為をした者~~

(受診義務)

第九条 飲酒運転違反者県内(外)において道路交通法第百七条の二第一号又は同法第百七条の二の二第一号の違反行為をした県民(以下この条において「飲酒運転違反者」という。)は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受け、知事に対し、当該診断を受けた旨を報告しなければならない。ただし、既にアルコール依存症と診断されている者その他の三重県規則で定める者については、この限りでない。

2～4 (略)

5 知事は、医療機関の指定、~~診断基準等~~第一項に規定する診断に関して事務に必要な事項を定めるものとする。

6 (略)

7 第一項に規定する診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断された者に対し、~~、~~アルコール依存症の治療に関し、積極的に助言及び指導を行うことができるよう努めるものとする。

中間案と字句修正の比較表

字句修正版（案）	中間案
<p data-bbox="165 416 724 461">三重県飲酒運転^{ぜろ}をめざす条例（別案）</p> <p data-bbox="140 524 772 913">飲酒運転による事故から県民一人ひとりの命を守りたい。これは、誰もが願う切実な思いである。しかし、法律による厳罰化が進み飲酒運転に対する社会的非難が高まっているにもかかわらず、県内においてもいまだ飲酒運転による事故はなくなり、大切な命が<u>この本来防ぐことができる事故により奪われている。</u></p> <p data-bbox="140 927 772 1366">私たちは、飲酒運転の根絶のためには、法律による厳罰化という外形的な対応だけではなく、規範意識の定着や再発防止という内面的な観点からの取組が必要であると考え。そして、規範意識の定着のためには教育機関等による教育及び知識の普及を、また再発防止のためには特にアルコール依存症に意識を向けることを、実効性ある施策の具体的な取組として掲げる。</p> <p data-bbox="140 1379 772 1720">また、飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先して取り組むことはもちろん、県民一人ひとりが飲酒運転は大切な命を奪う<u>重大な事故</u>の原因となることを深く認識するとともに、飲酒運転をしない、させない、許さないという強い自覚を持って取り組むことが重要である。</p> <p data-bbox="140 1733 772 2020">ここに、私たちは、規範意識の定着<u>及び</u>再発防止という観点からの取組を中心に、県、県民等が一致協力し飲酒運転を根絶するための取組を行うことにより、一日でも早く飲酒運転が^{ぜろ}となることに願いを込め、この条例を制定する。</p>	<p data-bbox="804 416 1398 461">三重県飲酒運転^{ぜろ}をめざす条例（中間案）</p> <p data-bbox="798 524 1430 913">飲酒運転による事故から県民一人ひとりの命を守りたい。これは、誰もが願う切実な思いである。しかし、法律による厳罰化が進み、<u>飲酒運転</u>に対する社会的非難が高まっているにもかかわらず、県内においても、<u>いまだ飲酒運転による事故はなくなり、大切な命が、飲酒運転による事故という本来防ぐことができる事故により奪われている。</u></p> <p data-bbox="798 927 1430 1366">私たちは、飲酒運転の根絶のためには、法律による厳罰化という外形的な対応だけではなく、規範意識の定着や再発防止という内面的な観点からの取組が必要であると考え。そして、規範意識の定着のためには教育機関等による教育及び知識の普及を、また再発防止のためには特にアルコール依存症に意識を向けることを、実効性ある施策の具体的な取組として掲げる。</p> <p data-bbox="798 1379 1430 1720">また、飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先し<u>取り組むことはもちろんのこと</u>、県民一人ひとりが、<u>飲酒運転</u>は大切な命を奪う重大事故の原因となることを深く認識するとともに、飲酒運転をしない、させない、許さないという強い自覚を持って取り組むことが重要である。</p> <p data-bbox="798 1733 1430 2020">ここに、私たちは、規範意識の定着、<u>再発防止</u>という観点からの取組を中心に、県、県民等が一致協力し、<u>飲酒運転</u>を根絶するための取組を行うこと<u>によって</u>、一日でも早く飲酒運転が^{ぜろ}となることに願いを込め、この条例を制定する。</p>

(目的)

第一条 この条例は、飲酒運転の根絶に関し、県の責務並びに県民及び事業者の努力を明らかにするとともに、基本的な計画の策定、教育及び知識の普及、アルコール依存症に関する受診義務その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 自動車等 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規定する自転車

三 (略)

四 酒類販売業者 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第九条第一項の規定により酒類の販売業免許を受けた者

【削除】

(県の責務)

第三条 県は、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(目的)

第一条 この条例は、飲酒運転の根絶に関し、県の責務並びに県民及び事業者の努力を明らかにするとともに、基本計画の策定、教育及び知識の普及、アルコール依存症に関する受診義務その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 飲酒運転 酒気を帯びて自動車等を運転する行為

二 自動車等 道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規定する自転車

三 飲食店営業者 酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者

四 酒類販売業者 酒税法第九条第一項の規定により酒類の販売業免許を受けた者

五 飲酒運転違反者 県内において道路交通法百七条の二第一号又は同法百七条の二の二第一号の違反行為をした者

(県の責務)

第三条 県は、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に関し、必要な支援を行うものとする。

(県民の努力)

第四条 県民は、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、県その他の者が行う飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第五条 事業者及び事業者団体は、その事業の特性を踏まえつつ、飲酒運転の根絶に関する取組を行うよう努めるものとする。

2 (略)

3 酒類販売業者は、第一項の取組を行うに当たっては、酒類を購入する者が購入した場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

(基本計画)

第六条 知事は、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、飲酒運転根絶に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 (略)

2 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に関して、必要な支援を行うものとする。

(県民の努力)

第四条 県民は、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、県その他の者が実施する飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第五条 事業者及び事業者団体は、その事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に関する取組を行うよう努めるものとする。

2 飲食店営業者は、前項の取組を行うに当たっては、酒類の提供を受ける者が提供された場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

3 酒類販売業者は、第一項の取組を行うに当たっては、酒類の購入をする者が購入した場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

(基本計画)

第六条 知事は、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 次条に規定する教育及び知識の普及に関する事項

二 第八条に規定する再発防止のための措置に関する事項

三 第九条に規定する受診義務に関する

<p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(教育及び知識の普及)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(再発防止のための措置)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>(受診義務)</p> <p>第九条 <u>県内(外)において道路交通法第百十七條の二第一号又は同法第百十七條の二の二第一号の違反行為をした県民(以下この条において「飲酒運転違反者」という。)</u>は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受け、知事に対し、<u>当該診断を受けた旨を報告しなければならない。</u>ただし、既にアルコール依存症と診断されている者その他の三重県規則で定める者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>事項</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>4 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>(教育及び知識の普及)</p> <p>第七条 県は、飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うよう努めるものとする。</p> <p>(再発防止のための措置)</p> <p>第八条 県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための教育その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(受診義務)</p> <p>第九条 <u>飲酒運転違反者</u>は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受け、知事に対し当該診断を受けた旨を報告しなければならない。ただし、既にアルコール依存症と診断されている者その他の三重県規則で定める者については、この限りでない。</p> <p>2 知事は、三重県規則で定めるところにより、飲酒運転違反者に対し、前項に規定す</p>
---	--

3 知事は、前項に規定する通知を受けた飲酒運転違反者が同項に規定する期限までに第一項に規定する受診及び報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう勧告をすることができる。

4 飲酒運転違反者の家族等は、当該飲酒運転違反者が第一項に規定する受診及び報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう促す等適切な対応に努めるものとする。

5 知事は、医療機関の指定等第一項に規定する事務に必要な事項を定めるものとする。

6 公安委員会は、知事に対し、第二項に規定する事務に必要な飲酒運転違反者の情報の提供を行うものとする。

7 第一項に規定する診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断された者に対し、アルコール依存症の治療に関し、積極的に助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(相談)

第十条 県は、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等からの相談に応じるために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第十一条 (略)

る受診及び報告を行うべき旨並びに同項に規定する受診の期限を当該飲酒運転違反者に通知するものとする。

3 知事は、前項に規定する通知を受けた飲酒運転違反者が、同項に規定する期限までに第一項に規定する受診及び報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう勧告をすることができる。

4 飲酒運転違反者の家族等は、飲酒運転違反者が第一項に規定する受診及び報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう促す等適切な対応に努めるものとする。

5 知事は、医療機関の指定、診断基準等第一項に規定する診断に関して必要な事項を定めるものとする。

6 公安委員会は、知事に対し、第二項に規定する事務を遂行するために必要な飲酒運転違反者の情報の提供等必要な協力を行うものとする。

7 第一項に規定する診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断された者に対して、アルコール依存症の治療に関し、積極的に助言、指導を行うことができるものとする。

(相談)

第十条 県は、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等からの相談に応じるなど必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第十一条 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に資するため、飲酒運転の状況に関する情報の収集、整理及び分析を行い、適宜、その結果の提供を行

(飲酒運転^{ゼロ}をめざす日)

第十二条 (略)

2 (略)

3 (略)

(表彰)

第十三条 知事は、飲酒運転の根絶に関し顕著な功績があると認められる県民等に対し、表彰を行うことができる。

(委任)

第十四条 (略)

附 則

(略)

うものとする。

(飲酒運転^{ゼロ}をめざす日)

第十二条 県民の間に広く飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるようにするため、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす日を設ける。

2 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす日は、十二月一日とする。

3 県は、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(表彰)

第十三条 県は、飲酒運転の根絶に関する取組に関して、顕著な功績があると認められる県民等に対し、表彰を行うことができる。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県規則、三重県教育委員会規則又は三重県公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第九条の規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例（最終案）

飲酒運転による事故から県民一人ひとりの命を守りたい。これは、誰もが願う切実な思いである。しかし、法律による厳罰化が進み飲酒運転に対する社会的非難が高まっているにもかかわらず、県内においてもいまだ飲酒運転による事故はなくなり、大切な命がこの本来防ぐことができる事故により奪われている。

私たちは、飲酒運転の根絶のためには、法律による厳罰化という外形的な対応だけでなく、規範意識の定着や再発防止という内面的な観点からの取組が必要であると考える。そして、規範意識の定着のためには教育機関等による教育及び知識の普及を、また再発防止のためには特にアルコール依存症に意識を向けることを、実効性ある施策の具体的な取組として掲げる。

また、飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先して取り組むことはもちろん、県民一人ひとりが飲酒運転は大切な命を奪う重大な事故の原因となることを深く認識するとともに、飲酒運転をしない、させない、許さないという強い自覚を持って取り組むことが重要である。

ここに、私たちは、規範意識の定着及び再発防止という観点からの取組を中心に、県、県民等が一致協力し飲酒運転を根絶するための取組を行うことにより、一日でも早く飲酒運転が^{ゼロ}となることに願いを込め、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、飲酒運転の根絶に関し、県の責務並びに県民及び事業者の努力を明らかにするとともに、基本的な計画の策定、教育及び知識の普及、アルコール依存症に関する受診義務その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 飲酒運転 酒気を帯びて自動車等を運転する行為
- 二 自動車等 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規定する自転車
- 三 飲食店営業者 酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供

することを業とする者

四 酒類販売業者 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九条第一項の規定により酒類の販売業免許を受けた者

（県の責務）

第三条 県は、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に関し、必要な支援を行うものとする。

（県民の努力）

第四条 県民は、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、県その他の者が行う飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

（事業者の努力）

第五条 事業者及び事業者団体は、その事業の特性を踏まえつつ、飲酒運転の根絶に関する取組を行うよう努めるものとする。

2 飲食店営業者は、前項の取組を行うに当たっては、酒類の提供を受ける者が提供された場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

3 酒類販売業者は、第一項の取組を行うに当たっては、酒類を購入する者が購入した場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

（基本計画）

第六条 知事は、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、飲酒運転根絶に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 次条に規定する教育及び知識の普及に関する事項

二 第八条に規定する再発防止のための措置に関する事項

三 第九条に規定する受診義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 4 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(教育及び知識の普及)

第七条 県は、飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うよう努めるものとする。

(再発防止のための措置)

第八条 県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための教育その他必要な措置を講ずるものとする。

(受診義務)

第九条 県内外において道路交通法第百十七条の二第一号又は同法第百十七条の二の二第一号の違反行為をした県民(以下この条において「飲酒運転違反者」という。)は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受け、知事に対し、当該診断を受けた旨を報告しなければならない。ただし、既にアルコール依存症と診断されている者その他の三重県規則で定める者については、この限りでない。

- 2 知事は、三重県規則で定めるところにより、飲酒運転違反者に対し、前項に規定する受診及び報告を行うべき旨並びに同項に規定する受診の期限を当該飲酒運転違反者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項に規定する通知を受けた飲酒運転違反者が同項に規定する期限までに第一項に規定する受診及び報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう勧告をすることができる。
- 4 飲酒運転違反者の家族等は、当該飲酒運転違反者が第一項に規定する受診及び報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう促す等適切な対応に努めるものとする。
- 5 知事は、医療機関の指定等第一項に規定する事務に必要な事項を定めるものとする。
- 6 公安委員会は、知事に対し、第二項に規定する事務に必要な飲酒運転違反者の情報の提供を行うものとする。
- 7 第一項に規定する診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断された者に対し、アルコール依存症の治療に関し、積極的に助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(相談)

第十条 県は、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等からの相談に応じるために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第十一条 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に資するため、飲酒運転の状況に関する情報の収集、整理及び分析を行い、適宜、その結果の提供を行うものとする。

(推進運動の日)

第十二条 県民の間に広く飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるようにするため、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日を設ける。

2 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日は、十二月一日とする。

3 県は、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(表彰)

第十三条 知事は、飲酒運転の根絶に関し顕著な功績があると認められる県民等に対し、表彰を行うことができる。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県規則、三重県教育委員会規則又は三重県公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第九条の規定は、平成二十六年一月一日から施行する。